

βモデル採用地方公共団体における外部監査業務委託に係る一般競争入札(事後審査)

佐世保市公告 7DX 第 252 号

一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年 11月 5日

佐世保市長 宮 島 大 典

1 入札に付す事項

(1) 事業名

佐世保市情報セキュリティ監査(βモデル監査)業務

(2) 事業内容

総務省よりβモデルを採用済の団体については令和7年度中に監査報告書の提出を求められており、今年度中に監査を実施する必要があるものです。

(3) 事業期間

契約締結日から、令和7年3月20日まで。

2 スケジュール

順	事項	日程	やり取り
①	「電子メール入札認証申請書(様式4)」提出	令和7年11月5日(水) ～令和7年11月12日(水) 17:00 までに着	入 札 参 加 者 佐 世 保 市
②	「電子メール入札参加認証通知書(様式5)」 または「電子メール入札参加否認証通知書 (様式6)」通知	①の受領後3開庁日以内に 送付する	
③	「入札書」送付	(「電子メール入札参加認証 通知書(様式5)」受領後) ～令和7年11月14日(金) 17:00 までに着	
④	「電子ファイル解除用パスワード通知書 (様式7)」送付		
⑤	開札・落札候補者決定	令和7年11月17日(月)	
⑥	「審査申請書」等送付	令和7年11月17日(月) ～令和7年11月25日(火) 17:00 までに着	落 札 候 補 者
⑦	落札者決定	令和7年11月25日(火)ま でに決定する	

3 入札参加資格

入札については、次に掲げる要件にすべて該当する法人、個人または任意団体に限り参加することができる。

- (1) 本件の仕様書に基づき、業務を実施できる者。
- (2) 「電子メール入札認証申請書」の提出期限(令和7年11月12日(水))の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- (4) 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- (5) 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当し、一般競争入札への参加制限されたもので当該制限が決定された日から2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用するものでないこと。
- (6) 次の区分ごとの要件すべてを満たす者

① 設立後の経過時間

区分	要件
法人	「電子メール入札認証申請書(様式4)」の提出期限(令和7年11月12日(水))の期日時点において、登記後1年以上経過している者
個人事業主	「電子メール入札認証申請書(様式4)」の提出期限(令和7年11月12日(水))の期日時点において、営業を開始して1年以上経過している者

② 納税状況

区分	要件	
	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する者※	左記以外の者
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※佐世保市に納税がない者は、「左記以外の者」の要件となる。

(7) 欠格要件

参加要件に該当する方であっても、以下の欠格要件のいずれかに該当する場合は、入札に参加できません。

- ① 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置

- ②佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- ③佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- ④佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- ⑤佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- ⑥佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- ⑦下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領
(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加規制

4 最低制限価格

最低制限価格： なし

5 入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上の現金又は保証を付さなければならない。ただし、佐世保市財務規則第144条の要件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

7 入札参加申請に係る審査

事後審査のため、入札前に入札参加申請は不要とし、入札後に落札候補者の申請に基づき契約の可否について審査を行う。審査詳細については、「14 落札者の決定」のとおり。

8 仕様書の公開

仕様書については、佐世保市ホームページからダウンロードすること。

9 入札書の提出方法

本案件はメール入札とし、次の要領にて行う。

①電子メール入札用アドレス認証申請書(様式4)を記入・押印後、メールにて「18 問い合わせ先」のメールアドレスに送付する。なお、本市にすでにメールアドレスを登録している場合、②を省略して③の要領に進む。事前認証の有無が不明の場合は、本市ホームページの「業務委託(役務)ページ」に掲載の「電子メール入札登録業者名簿」にて確認すること。

②本市にて認証処理を行い、認証する場合は「電子メール入札参加認証通知書(様式5)」を、否認証とする場合は「電子メール入札参加否認証通知書(様式6)」をもって、電子メールにより通知する。なお、否認証の場合は、指定した申請期日までに再度申請を行うことができる。

「電子メール入札認証申請書(様式4)」の受付期間

令和7年11月5日(水) から 11月12日(水)17:00 まで

③記入・押印した入札書を PDF ファイルに変換し、パスワード設定をした ZIP ファイルとして保存する。

④様式5にて認証されたメールアドレスより、ZIP ファイルを添付し、発注者のメールアドレスに送信する。この電子メールが到達したときをもって佐世保市財務規則第163号第1項に規定する入札が行われたものとみなし、電子メールの撤回及び再送信は、認めないものとする。

入札書の受付期間

令和7年11月5日(水) から 11月14日(金)17:00 まで

⑤ZIP ファイルを送信後、「電子ファイル解除用パスワード通知書(様式7)」をもって、発注者へパスワードを通知する。

「電子ファイル解除用パスワード通知書(様式7)」の受付期間

令和7年11月5日(水) から 令和7年11月14日(金)17:00 まで

⑥開札は、入札執行者及び入札執行補助者が、様式7にて通知されたパスワードにより ZIP ファイルを開封し行うものとし、落札候補者を決定する。

⑦落札候補者は、申請書の原本及び入札書の原本を発注者に提出する。これらがメールで送られてきたデータと相違なく同一のものであるかを確認した後、「14 落札者の決定」の要領にて、落札候補者を落札者とする。

10 質問について

業務内容についての質問は、ダウンロードした仕様書に添付してある本市指定の「質問書」に必要事項を記載し、巻末に記載の連絡先に連絡のうえ、電子メールにて送付すること。

なお、質問はこの方法によるもののみとし、電話、口頭での受付は行わない。

質問期限

令和7年11月10日(月) まで

質問者の回答は、後日速やかにメールにて入札参加申請者に通知する。

11 開札の日時及び場所

令和7年11月17日(月) 10:30

佐世保市八幡町 1-10 佐世保市役所本庁 7 階 DX 推進課

12 開札の立ち会い

開札時の立会いは市職員にて行うが、希望する場合は立会いを可能とする。立ち合いを希望する場合は、令和7年11月10日(月)までに申し出ること。

13 入札の無効

次の各号に該当する場合は無効とする。なお、無効になった者は再度の入札に加わることはできない。

- (1)入札に参加する資格がないもののした入札
- (2)入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に業務名称を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- (3)送信された入札書が所定の日時まで所定のメールアドレスに到達しない者
- (4)「電子メール入札参加認証通知書」の交付を経ずに入札した場合
- (5)「電子メール入札参加申請書」により申請したメールアドレス以外からの入札が行われた場合
- (6)「電子メール入札参加認証通知書」により市が指定したメールアドレス以外に入札を行った場合
- (7)同一入札に際し、電子メールが再度送信されるなどにより、電子メール入札書が2通以上送信された場合
- (8)電子ファイルにパスワード設定されていない場合
- (9)電子メールに電子ファイルが添付されていない場合
- (10)送信された電子ファイルまたは電子メール入札書、コンピュータウイルスに感染していた場合
- (11)入札に際し不正の行為があったと認められるもの。
- (12)審査の結果、資格を満たしていない場合は、落札を無効とし契約しない。

14 落札者の決定

落札者は次の要領にて決定する。

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。
- (2) 落札予定者には、令和7年11月18日(火)までに口頭またはメールにて通知する(落札予定者以外には連絡しない)。
- (2) 落札予定者は、令和7年11月25日(火)17:00 までに別紙「審査申請書」および別途指定する様式に必要な資料を添付し、落札者となることを希望する審査申請を行わなければならない(「審査申請書」等の資料の審査には期間を要するため、期限前でも速やかに提出すること)。
- (3) 審査申請内容を審査し、要件をすべて満たした場合は落札予定者を落札者とする。落札者には、令和7年11月25日(火)までに口頭またはメールにて通知する。
- (4) 落札予定者が審査申請を行う意思がない、または審査の結果落札者となりえないことが明らかになった場合、次順位のものを落札候補者とする(落札者が決定するまで繰り返す)。
- (5) 落札通知後に契約を締結する
- (6) 同額により、くじになった場合の決定方法は、「佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱」第19条に基づき、入札書の「くじ番号」欄に記載された数値を基に次の方法にて決定する。
入札に参加する者は、同額となった場合に備え、あらかじめ「くじ番号」欄に「001」～「999」までの任意の3桁の数値を記入しておくこと。
 - ア 同額となった入札書の受付日時(メール受信日時)順に「0」から順に番号を附番する
 - イ 同額の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する
 - ウ 上記数値を同額となった入札書の数で割り、あまりの数値を算出する
 - エ 「付番数値」が「あまりの数値」と合致する業者に決定する

※くじ引きに移行した場合で、同額となる入札書に数値を記入していなかった場合は、「000」を記入したものとみなす。

15 契約の締結

契約の締結は、佐世保市財務規則(昭和44年規則第9号)、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱(佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱)等の関係法令規則及び要綱等の基準による。

16 支払い

委託料の支払い方法は、発注者が受注者から業務完了報告書等の書類の受領後、発注者の検査を受け業務完了と判断した後、受注者から適正な請求書を受けて30日以内に支払う。

17 その他の事項

- (1) 本入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。落札者が契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、本契約を締結しない。
- (2) 落札者は、契約締結後、発注者の指示に従い、速やかに佐世保市の業務委託登録業者とならなければならない。
- (3) 入札内容等については、佐世保市ホームページ上で「応札者数」、「落札者名」、「落札金額」を公表するものとする。

18 問い合わせ先

佐世保市 行政経営改革 DX 推進課
〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町 1-10
電話:0956-24-1111(内線 2701) 担当:村里、峯
メール: jyohou@city.sasebo.lg.jp

以 上